

～豊かなみやぎの水循環創造事業～

宮城県水循環保全基本計画

こどもたちに、
この豊かな水環境を
引き継ぐために



わたしたちができること...

	目	次
はじめに	1
1. 計画の基本的事項	1
2. 宮城県の現状	2
3. 計画の目標と施策の方向性	3
4. 計画の推進	5

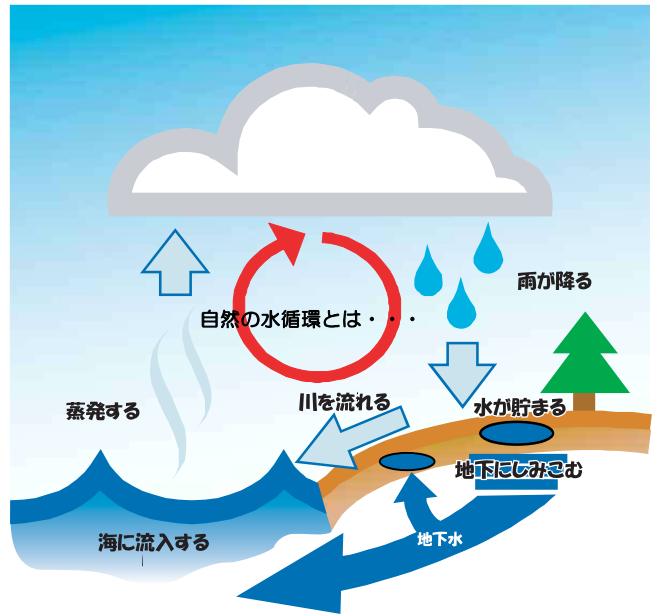
はじめに

宮城県は、豊かな水環境に恵まれていますが、現在、水質の悪化や地下水量の減少により、水の循環機能が低下しており、様々な問題が生じています。

水は、人間が生きていく上で、欠くことの出来ない資源です。水の循環機能が十分に保たれることで、私達は、安全に、豊かに生活することができます。

私達は、次の世代に、この豊かな水環境による恵みを引き継がなければなりません。

宮城県水循環保全基本計画（平成 18 年 12 月策定）は、健全な水循環の保全を目指し、県民、事業者、行政等がそれぞれ公平な役割分担の下に、自主的かつ積極的に取り組むための基本的な方向性を示したものです。



1. 計画の基本的事項

計画の根拠法

本計画は、「ふるさと宮城の水循環保全条例」（平成 16 年 6 月 22 日 宮城県条例第 42 号）に基づいています。

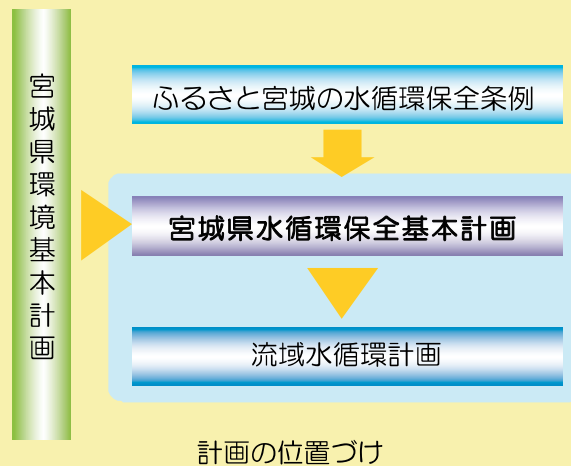
計画の位置づけ

本計画は、宮城県環境基本計画（平成 18 年 3 月策定）の重点プログラム「健全な水循環の確保」に関する個別計画として位置づけられています。

また、流域水循環計画は、本計画を基に策定します。

計画の目的

本計画は、県民が良好な飲料水その他の用水を確保でき、自然の水循環のもたらす恵みを持続的に享受できること（健全な水循環の確保）を目的としています。



計画の期間

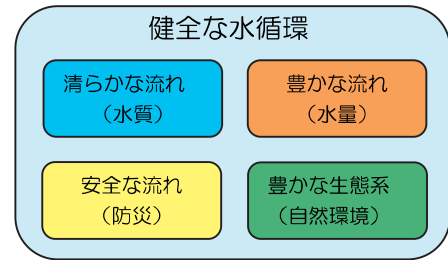
計画の期間は、平成 18 年度～平成 27 年度（10 年間）とし、必要に応じて、適宜見直しを行います。

2. 宮城県の状態

本計画では、水循環の健全性を示す重要な要素として、次の4つを取り上げました。

健全な水循環を構成する4つの要素

- ・ 清らかな流れ（水質のよさ）
- ・ 豊かな流れ（水量の豊かさ）
- ・ 安全な流れ（水災害の少なさ）
- ・ 豊かな生態系（自然環境の豊かさ）



宮城県の水循環の現状を、4つの要素ごとに評価し、課題を抽出しました。

清らかな流れ

河川、湖沼及び海域の水質が良好かどうかを評価しました。



閉鎖性水域（伊豆沼、長沼、釜房ダム及び松島湾、気仙沼湾等）の水質が悪くなっています。



湖沼の水質汚濁

豊かな流れ

豊かな水量が確保されているかどうかを評価しました。



土地利用の変化を受け、ここ20年間で地下水涵養量が減少傾向にあります。



渇水の状況（国土交通省仙台河川国道事務所提供）

安全な流れ

洪水等の災害が起きにくいかどうかを評価しました。



河川の未整備区間は約4割(36%)です。



過去の洪水（H6.9.22川内沢川沿い）

豊かな生態系

流域内の生態系のバランスが保たれているかどうかを評価しました。



植生の状態は、県全体で見ると自然性がやや低くなっています。



清流にすむ水生生物
フタスジモンカゲロウ



森林開発

3. 計画の目標と施策の方向性

清らかな流れ

目標：すべての流域において水質環境基準を達成する

河川、湖沼及び海域の水質が良好な状態を目指します。

(施策の方向性)

- ・家庭や事業所からの排水処理の適正化
- ・農業排水の適正化
- ・湖沼、内湾等の閉鎖性水域における水質汚濁の原因究明
- ・森林の整備保全、湿地・湿原の保全

など



吉田川源流部

豊かな流れ

目標：平常時の河川の水量を豊かにする

豊かな水量が確保されている状態を目指します。

(施策の方向性)

- ・節水や水の有効利用、雨水の有効利用
- ・河川水の段階的・効果的な利用
- ・農業用水の取水方法の工夫
- ・森林の整備保全、農地の保全と適正な管理

など



白石川・滑津大滝



大倉ダム

安全な流れ

目標：河川整備を推進し、河川整備率の向上を図る

洪水等の災害が起きにくい状態を目指します。

(施策の方向性)

- ・治水整備の推進
- ・森林の整備保全、農地の保全と適正な管理
- ・雨水の貯留及び浸透の促進
- ・洪水ハザードマップの作成

など



迫川

豊かな生態系

目標：多様な生態系の保全に向け、森林、農地、水辺環境を保全する

流域内の生態系のバランスが保たれている状態を目指します。

(施策の方向性)

- ・森林の整備保全、湿地・湿原の維持と保全
- ・多自然川づくり

など



伊豆沼のハス



環境に配慮した川づくり（梅田川）

施策実施時の視点

施策を効果的に実施するためには、流域全体を視野に入れた「流れの視点」が重要です。具体的には、次の3つの視点が挙げられます。

視点① 施策の連携

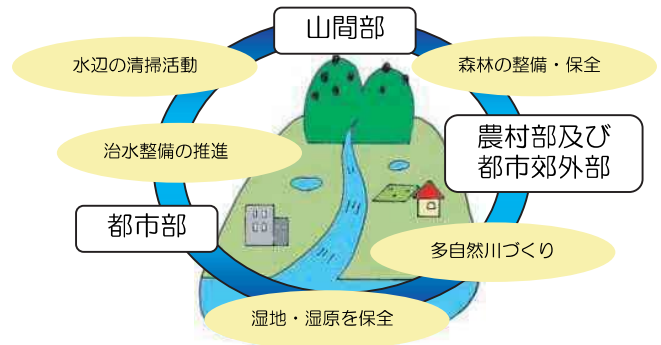
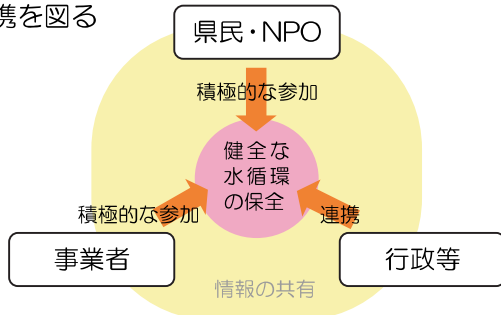
一つの要素に対して効果のある複数の施策を連携させる
 複数の要素に効果的な施策を実施する

視点② 上流域と下流域の連携

流域内の山間部、農村部及び都市郊外部、都市部のそれぞれの地域が連携する

視点③ 各計画主体間の協働

施策の円滑な推進に向けて、県民、民間団体・NPO法人、事業者、行政機関等が互いに連携を図る



地域と連携した川づくり

宮城県では、平成15年4月から「みやぎスマイルリバー・プログラム」を実施しています。



宮城県土木部河川課 HP
http://www.pref.miyagi.jp/kasen/shimin_kawa7.html

県は、PRや啓発活動を行うこと、自然環境の学習環境を整えることなどに取り組んでいきます。また、県民、民間団体・NPO法人、事業者、行政機関等の連携が良好に進められるような環境を整えていきます。

各施策を、地域別、4つの要素別に配置すると、以下のようになります。

	清らかな流れ	豊かな流れ	安全な流れ	豊かな生態系
山間部	森林の整備保全を推進する			
農村部及び都市郊外部	農地の整備保全を推進する			
都市部	治水整備を推進する			
	農地からの汚濁負荷を低減する 湖沼の水質汚濁原因を明らかにする 湖沼の直接浄化・底質改善をする	河川水の段階的な利用を推進する 利水計画の見直し 渇水時、利水調整を行う	雨水の貯留及び浸透を行う 洪水ハザードマップの作成等、ソフト面の対策を行う	ため池を守る 水辺を保全する 植生を保全する 藻場・干潟を保全する
	排水処理の適正化を推進する 内湾の水質汚濁原因を明らかにする	雨水の地下浸透を行う 雨水、下水処理水の有効活用を行う 地下水の適切な利用を行う		多自然川づくりを行う
	湿地・湿原を守る 自然の水質浄化機能を高める			湿地・湿原を守る

4. 計画の推進

計画の推進にあたっては、宮城県内を5つの流域に分け、流域水循環計画を策定します。

流域水循環計画では、本計画に基づき、目標、計画主体（県民、民間団体・NPO法人、事業者、行政機関等）の役割及び施策等を具体化し、健全な水循環の保全を推進していきます。

(1) 流域の区分及び評価結果

本計画では、宮城県の流域を、他県にまたがる大規模な北上川流域及び阿武隈川流域と、その2大流域には含まれた、鳴瀬川流域、名取川流域、そして、多くの小河川から構成される南三陸海岸流域の計5流域に区分しています。

5つの流域の水循環の現状について、4つの要素を用いて総合的に評価しました。

評価結果及び課題

①南三陸海岸流域（総合評価 2位/5流域中）

安全な流れの評価が低い

流域の主な課題は、河川整備率が低いことです。また、気仙沼湾、女川湾等の内湾の水質の改善も必要です。

流域内市町村

石巻市（一部）・気仙沼市・女川町・本吉町・南三陸町

②北上川流域（総合評価 4位/5流域中）

清らかな流れ・安全な流れ・豊かな生態系の評価が低い

流域の主な課題は、湖沼・海域（伊豆沼、長沼、石巻地先等）の水質汚濁、河川整備率が低いこと及び生態系の保全です。

流域内市町村

石巻市（一部）・登米市・栗原市・東松島市（一部）
大崎市（一部）・涌谷町・美里町（一部）

③鳴瀬川流域（総合評価 5位/5流域中）

豊かな流れ・清らかな流れ・豊かな生態系の評価が低い

流域の主な課題は、利水量の割合が高いこと、湖沼・海域（漆沢ダム、松島湾等）の水質汚濁及び生態系の保全です。

流域内市町村

塩竈市・多賀城市・東松島市（一部）・大崎市（一部）
松島町・七ヶ浜町・利府町・大和町・大郷町・富谷町
大衡村・色麻町・加美町・美里町（一部）



④名取川流域（総合評価 3位/5流域中）

豊かな生態系・豊かな流れの評価が低い

流域の主な課題は、生態系の保全及び利水量の割合が高いことです。また、湖沼・海域（釜房ダム、大倉ダム、仙台港等）の水質の改善も必要です。

流域内市町村

仙台市・名取市・川崎町

⑤阿武隈川流域（総合評価 1位/5流域中）

全ての項目で良好

流域の課題は、二の倉地先等の海域の水質汚濁及び河川整備率の向上です。

流域内市町村

白石市・角田市・岩沼市・蔵王町・七ヶ宿町・大河原町・村田町・柴田町・丸森町・亘理町・山元町

注：市町村名は、平成18年12月現在の区分で記載しています。

(2) 流域水循環計画

① 基本的事項

流域水循環計画では、宮城県水循環保全基本計画の計画目標に基づき、それぞれの流域の特性を踏まえて個別の目標を設定し、それを達成するための具体的な施策を示します。また、計画の期間は10年間とします。

流域水循環計画は、水循環の総合評価が低い流域から順に策定します。

具体的には、



② 計画体制と役割分担

流域水循環計画では、下記の3つの検討グループを設置し、計画を策定します。計画推進にあたっては、計画主体（県民、民間団体・NPO法人、事業者、行政機関等）が、それぞれ連携しながら、公平な役割分担に基づいて施策を推進します。

流域水循環懇談会

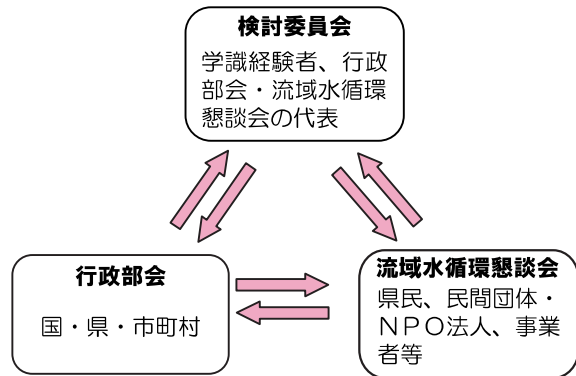
県民、民間団体・NPO法人、事業者等によって構成し、情報交換及び意見交換を行います。

行政部会

国、県、市町村の関連部局によって構成し、流域水循環懇談会で出された意見を検討します。

検討委員会

学識経験者、流域水循環懇談会及び行政部会の代表者によって構成し、流域水循環計画を立案します。



③ 水道水源特定保全地域指定の検討

流域水循環計画では、山間部の水道水源を涵養する特に重要な森林等を、水道水源特定保全地域に指定し、水道水源として重要な環境を保全します。

水道水源特定保全地域では、一定の開発行為を行う際に、知事への届出が必要です（「ふるさと宮城の水循環保全条例」第14条）。

(3) 計画の普及・啓発

計画の目標を達成するためには、県民のみならず、事業者の皆さんの理解と、積極的な協力が重要です。

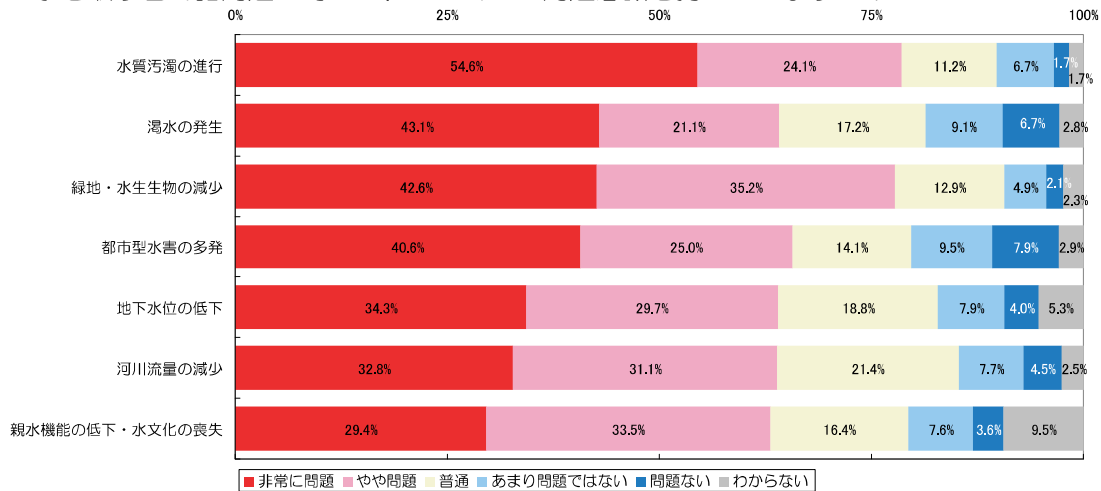
計画の普及・啓発には、県の広報やインターネット等を活用するなどして、広く、わかりやすく情報を発信します。



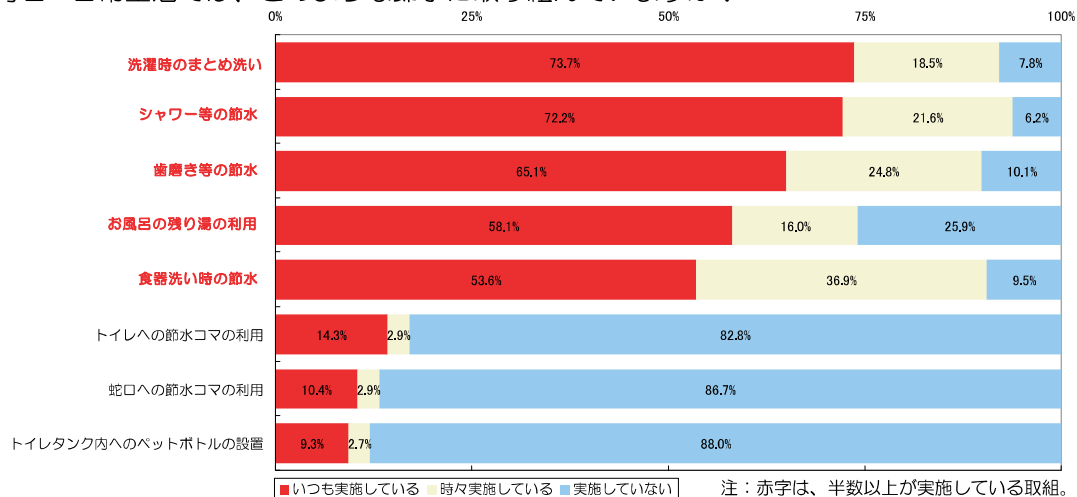
「県民の水循環に対する関心と意識はどうなっているだろうか？」

(平成17年に実施した水循環に関する県民の意識に関するアンケート調査結果より一部抜粋。)

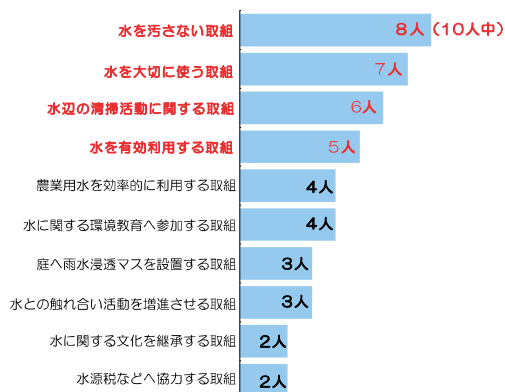
質問1：水を取り巻く諸問題に対して、どのくらい問題意識を持っていますか？



質問2：日常生活では、どのような節水に取り組んでいますか？



質問3：水循環を保全するために、自分たちはどのようなことに取り組むことが必要だと思いますか？



注：赤字は、半数以上が必要であると考えている取組。

「水循環に関する県民意識調査」
水循環に関する県民の意識調査を目的として、平成17年に県内在住の県民(無作為抽出による2,000人)を対象に、郵送配布・回収によるアンケート調査を行いました。(回収率34.1%)

宮城県水循環保全基本計画（概要版）

平成19年3月作成

発行・編集 宮城県環境生活部環境対策課

〒980-8570 宮城県仙台市青葉区本町3-8-1

TEL022-211-2667/FAX022-211-2696

Mail Address kantai@pref.miyagi.jp

宮城県水循環保全基本計画の全文は、県環境対策課のホームページからダウンロードできます。

http://www.pref.miyagi.jp/kankyo-t/index_kanan.htm

表紙の写真「チョウトンボ（水辺に生息する貴重な昆虫類）」「大関川（登米市）」「オオトリゲモ（貴重な沈水性植物）」
「白石川（白石市）」「伊豆沼・内沼（栗原市・登米市）」「七ヶ宿ダム（七ヶ宿町・白石市）」



古紙配合率100%の再生紙及び環境にやさしい大豆インキを使用しています